

中国におけるコンピュータプログラム関連発明について

三浦 剛（弁理士）
青和特許法律事務所
2017年7月3日

中国専利審査指南（特許審査基準に該当）が改正され、2017年4月1日に施行されました。この改正には、コンピュータプログラム関連発明に関する改正が含まれています。弊所では2017年3月27日に、該審査基準改正に関するIP Newsを配信済みですが、本稿では、特にコンピュータプログラム関連発明に対する改正に焦点を当てて、改正を踏まえた対応策について説明します。

目次

1. コンピュータプログラム関連発明に関する改正の概要
 2. 中国出願における請求項について
 3. 対応時期について
- 資料：改正対照表

1. コンピュータプログラム関連発明に関する改正の概要

(1) 改正の要点①：第二部第九章「2：コンピュータプログラムに関する発明専利出願の審査基準」において、「クレームが・・・コンピュータプログラム自体・・・のみに関する場合、特許適格性を満たさない」旨を明記。

- 解説：コンピュータプログラムに関する発明が特許の対象となる旨が規定された一方で、コンピュータプログラムそのものは特許の対象とならない旨も規定されました。コンピュータプログラムについて特許を取得するには、発明の主題を「コンピュータプログラムを記録する記録媒体」とした上で、プログラムのフローを明記することが必要となります。なお、コンピュータプログラムそのものは、中国では著作権法による保護対象となります。
- 「コンピュータプログラム自体」とは、ある種の結果を得るため、コンピュータなど情報処理能力を備える装置が実行するコード化された指令の組み合わせ、若しくはコード化された

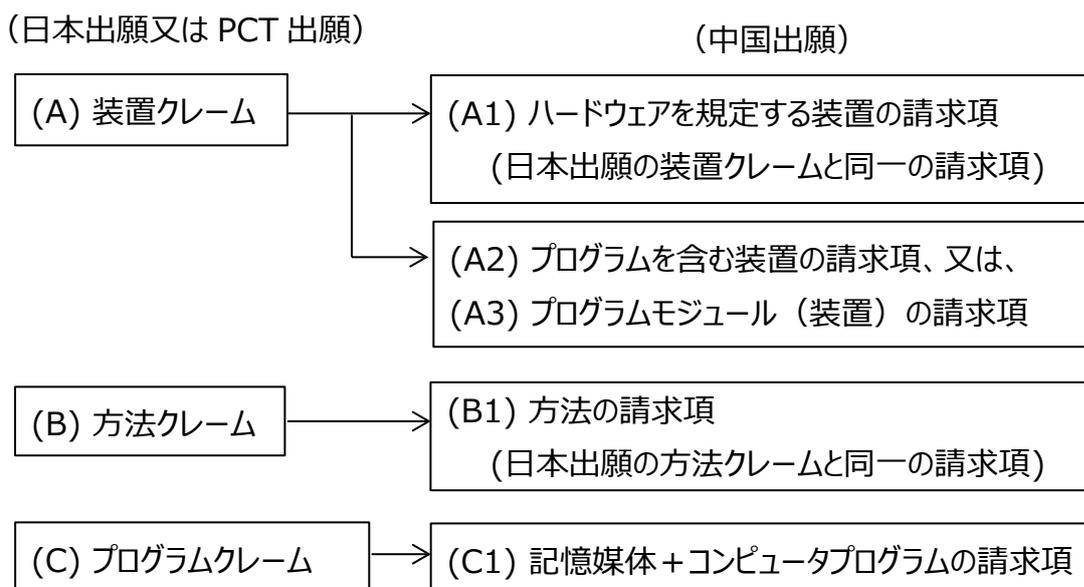
指令の組み合わせに自動的に変換できる符号化された指令の組み合わせ、又は符号化された語句の組み合わせをいい、「コンピュータプログラム自体」にはソースプログラムとオブジェクトプログラムが含まれます（審査指南第2部分第9章 1. 序文）。

(2) 改正の要点②：第二部第九章「5.2：クレームの作成」において、コンピュータプログラムを装置クレームとして記載する場合、「コンピュータプログラムの各機能がどの構成要素によりどのように達成されるのかを詳細に記載しなければならない」との記載を削除するとともに、「構成要素はハードウェアだけではなく、プログラムを含んでいてもよい」旨を明記。更に、「機能モジュール」との記載を「プログラムモジュール」に変更。

- 解説：装置クレームの発明特定事項として、ハードウェアの特徴のみならず、コンピュータプログラム（ソフトウェア）の特徴を（プログラムモジュールとして）記載してもよい旨が明確化されました。本改正により、ソフトウェアへの機能依存度が高い近年の発明について、より柔軟なクレーム記載が可能になること、及び、コンピュータによる処理がハードウェアの方法又は機能と限定解釈されることを回避できることが期待されます。なお、「機能モジュール」を「プログラムモジュール」に変更する訂正は、斯かるプログラムモジュール記載が、従来の機能限定（ミーンズ＋ファンクション）記載とは異なる旨を明確化するものです。

2. 中国出願における請求項について

上記改正を踏まえて、仮に基礎出願（日本出願）又は PCT 出願に装置クレーム、方法クレーム及びプログラムクレームが含まれる場合、中国出願において以下のように請求項を記載できます。



※今回の改正で新たに認められるようになった形式による各請求項の記載例は、以下の通りです。

(A2)「プログラムを含む装置」の請求項

メモリと、プロセッサと、メモリに記憶されプロセッサで実行可能なコンピュータプログラムとを備えるコンピュータXであって、前記プロセッサが前記プログラムを実行するときに、以下のステップ
ステップA、
ステップB、
ステップC、
を実行することを特徴とするコンピュータX。

(A3)「プログラムモジュール（装置）」の請求項

X装置であって、
モジュールA（方法クレームのステップと一致する記載）と、
モジュールB（方法クレームのステップと一致する記載）と、
モジュールC（方法クレームのステップと一致する記載）と、
を備えることを特徴とするX装置。

(C1)「記憶媒体＋コンピュータプログラム」の請求項

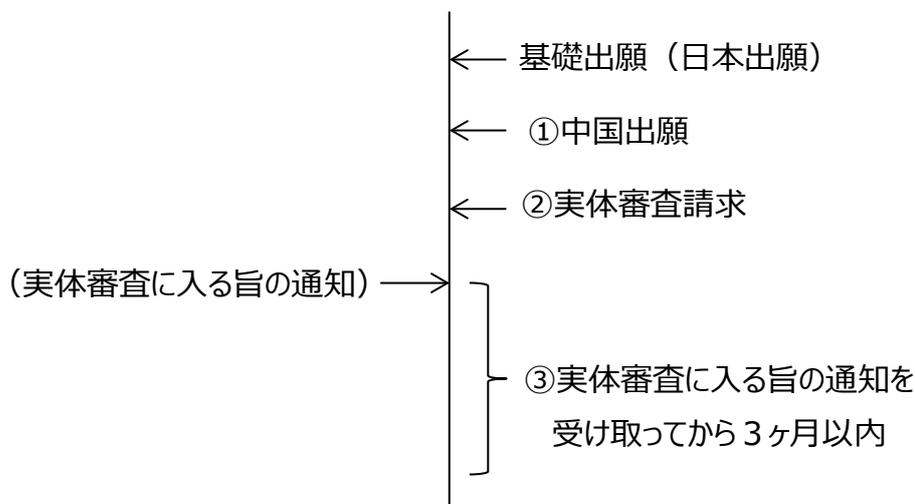
コンピュータプログラム（指令）が記憶されたコンピュータ読み込み可能な記憶媒体Xであって、当該プログラム（指令）がプロセッサによって実行される時に、以下のステップ
ステップA、
ステップB、
ステップC、
を実行することを特徴とするコンピュータ読み込み可能な記憶媒体X。

3. 対応時期について

(A)パリルートの場合

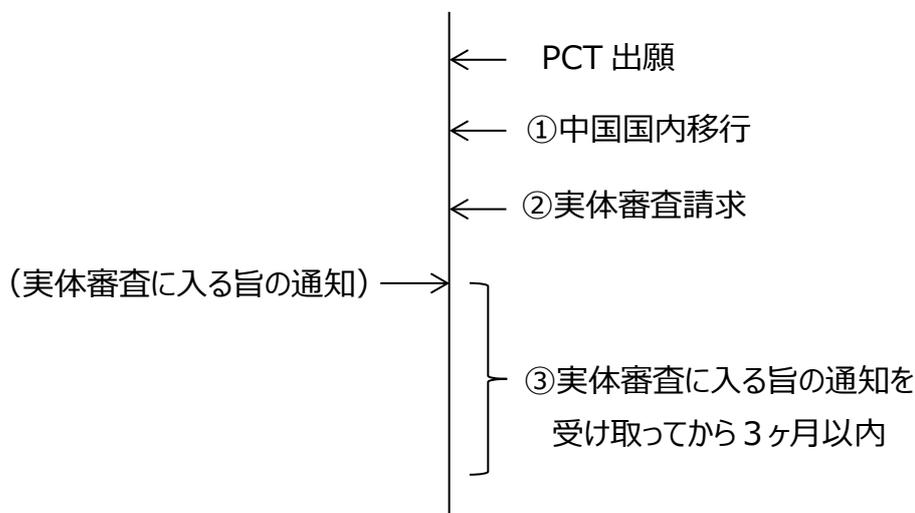
2017年4月1日より前に中国出願（下図①）済みのケースについて、自発補正が可能な時期（下図②、③）に、上記(A2), (A3), (C1)の請求項を追加する補正を行うことができます（中国出願時の明細書にサポートが記載されている必要があります）。

※2017年4月1日より前に基礎出願（日本出願）済みであり、今後中国出願を行うケースについては、中国出願の際（下図①）に、上記(A2), (A3), (C1)の請求項を追加しておくことができます。



(B)PCTルートの場合

2017年4月1日より前にPCT出願済みのケースについて、自発補正が可能な時期（下図①～③）に、上記(A2), (A3), (C1)の請求項を追加する補正を行うことができます（PCT出願時の明細書にサポートが記載されている必要があります）。



以上

資料：改正対照表

(1) 第二部第九章「2：コンピュータプログラムに関する発明専利出願の審査基準」を以下のとおり改正。

改正前	改正後
(1) あるクレームが、…コンピュータプログラムそのものやメディア（例えば磁気テープ、ディスク、オプティカルディスク、光磁気ディスク、ROM、PROM、VCD、DVD、又はその他のコンピュータ読み取り可能な記録媒体）に単に記録されただけのコンピュータプログラム…のみに関する場合、特許適格性を満たさない。	(1) あるクレームが、…コンピュータプログラムそのものやメディア（例えば磁気テープ、ディスク、オプティカルディスク、光磁気ディスク、ROM、PROM、VCD、DVD、又はその他のコンピュータ読み取り可能な記録媒体）に単に記録されただけのコンピュータプログラム 自体 …のみに関する場合、特許適格性を満たさない。
例えば、記録されたプログラムのみにより特定されるコンピュータ読み取り可能な記録媒体（は、特許適格性を満たさない）	例えば、記録されたプログラム 自体 のみにより特定されるコンピュータ読み取り可能な記録媒体（は、特許適格性を満たさない）

※改正の要点：「プログラム」に「自体」を追加。

(2) 第二部第九章「3：コンピュータプログラムに関する発明専利出願の審査例」を以下のとおり改正。

改正前	改正後
(3) 例 9. 自分で勉強内容を決めるように外国語を勉強するシステム…	[削除]

※改正の要点：「例 9」全文を削除（実務上、指針としての意味合いがないことから）。

(3) 第二部第九章「5.2：クレームの作成」を以下のとおり改正。

改正前	改正後
コンピュータプログラムに関する発明専利出願のクレームは、方法クレームとして記載してもよく、物クレーム、すなわち、斯かる方法を実現する装置として記載してもよい。	コンピュータプログラムに関する発明専利出願のクレームは、方法クレームとして記載してもよく、物クレーム、 例えば 、斯かる方法を実現する装置として記載してもよい。

※改正の要点：「すなわち」を「例えば」に変更。

改正前	改正後
装置クレームとして記載する場合、当該装置の各構成要素及び各構成要素間の関係を具体的に記載すると共に、このコンピュータ	装置クレームとして記載する場合、当該装置の各構成要素及び各構成要素間の関係を具体的に記載 すべきである。ここで、前記

<p>プログラムの各機能がどの構成要素によりどのように達成されるかを詳細に記載しなければならない。</p>	<p><u>構成要素はハードウェアだけではなく、プログラムを含んでいてもよい。</u></p>
---	---

※改正の要点：「各機能がどの構成要素によりどのように達成されるかを詳細に記載」との要件を削除すると共に、該構成要素がハードウェアのみならず、プログラムを含んでいてもよい旨を明記。

改正前	改正後
<p>コンピュータプログラムのフローのみに基づいて、該フローの各ステップと完全に対応するように、或いは該フローを反映した方法クレームと完全に対応するように装置クレームを記載する場合、・・・斯かる装置クレームの各構成要素は、該フローの各ステップ又は該方法の各ステップを実現するために必要な機能モジュールであると解される。このような1組の機能モジュールにより特定される装置クレームは、主に明細書に記載のコンピュータプログラムにより該解決手段を実現する機能モジュール構造として理解すべきであり、ハードウェアシステムにより該解決手段を実現する実体的な装置と解してはならない。</p>	<p>コンピュータプログラムのフローのみに基づいて、該フローの各ステップと完全に対応するように、或いは該フローを反映した方法クレームと完全に対応するように装置クレームを記載する場合、・・・斯かる装置クレームの各構成要素は、該フローの各ステップ又は該方法の各ステップを実現するために必要なプログラムモジュールであると解される。このような1組のプログラムモジュールにより特定される装置クレームは、主に明細書に記載のコンピュータプログラムにより該解決手段を実現するプログラムモジュール構造として理解すべきであり、ハードウェアシステムにより該解決手段を実現する実体的な装置と解してはならない。</p>

※改正の要点：「機能モジュール」を「プログラムモジュール」に変更。

以上